

長崎県精神保健福祉士協会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 長崎県精神保健福祉士協会(以下「本協会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に本協会名簿・研修会などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本協会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、本協会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本協会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本協会における個人情報データベース取扱者は、事務局員・本協会役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(周知)

第6条 個人情報取扱いの方法及び変更等は、総会等で会員へ周知する。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 本協会と会員との事務連絡
- (3) 本協会会費の集金業務、管理業務
- (4) 役員出及び委員会等委員の推薦活動
- (5) ホームページや広報誌等への掲載及び発送
- (6) 本協会主催研修会の案内等の発送
- (7) 理事会で承認を得た他機関・他団体・個人からの郵送物の発送

(利用目的による制限)

第8条 前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報の管理は、原則事務局が保管するものとし、適正に管理、役員へ提供を行う。また、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。提供された役員についても同様の取扱いとする

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令をさだめる事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (4) 災害時、他県精神保健福祉士協会及び日本精神保健福祉士協会と災害対策支援の協定を集結した場合は、自然災害等における安否確認等に供にするため、本協会が保有している個人情報を、協定終結先の協会へ委託する。また、協定終結先の協会が保有する個人情報について管理を委託された場合も、その取扱いについては、本規則を準用する。

(情報の開示)

第12条 本協会は、会員から個人情報の開示、利用の停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時の対応)

第13条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第14条本協会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改廃)

第15条法令の改正または実務上の不備等が発生した場合は、理事会において審議し、総会の承認をもって改廃することができる。なお、本規則を改訂した場合は、第6条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

(附則) 本規則は、令和3年6月27日施行する。